

# 丘珠空港周辺地域連絡協議会 会則

## (名 称)

第1条 この会は、丘珠空港周辺地域連絡協議会（以下、「協議会」という。）という。

## (目 的)

第2条 この協議会は、丘珠空港（以下、「空港」という。）の機能強化や空港周辺の賑わいの創出等に向け、周辺地域と札幌市が一堂に会し、空港と周辺地域との調和と共生に向けた情報共有及び意見交換を行うことを目的とする。

## (活 動)

第3条 協議会は、前条の目的の達成に向け、次の活動を行う。

- (1) 空港の機能強化検討に関する情報共有
- (2) 空港周辺の環境配慮に関する意見交換
- (3) 空港周辺地域の賑わい創出に向けた意見交換
- (4) その他目的の達成のために必要な活動

## (組 織)

第4条 この協議会は、丘珠空港周辺地域（別図の9地区、11 連合町内会）と札幌市で組織する。

## (構 成 員)

第5条 この協議会は、前条の地域の連合町内会が推薦する者及び札幌市空港活用推進室の職員をもって構成する。

## (事 務 局)

第6条 この協議会の事務局は札幌市空港活用推進室が担い、運営その他必要な調整等を行う。

## (そ の 他)

第7条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営等に関し協議が必要となった場合は、構成員相互で調整する。

## 附 則

- 1 この会則は、令和5年6月29日から施行する。

別図（第4条関係）

